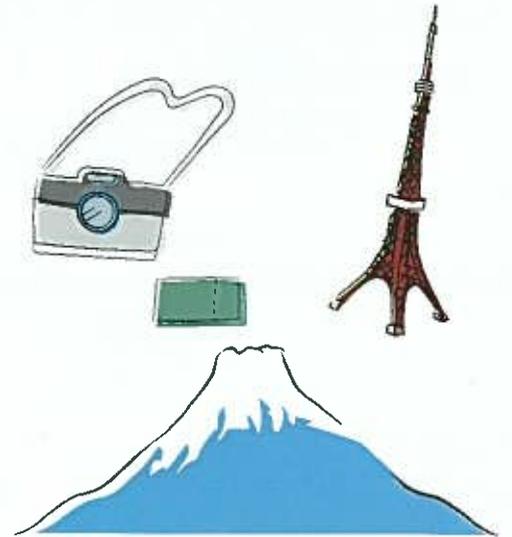


旅の備えは万全ですか？

安心して旅行を楽しむために

# 旅行保険への加入を おすすめします！



## ❗ 団体旅行中に想定されるリスク

傷害(ケガ) 治療費はご契約いただいた日額の定額払いとなります。	自宅から集合地へ向かう途中、自転車と接触してケガをしてしまった！ 解散地から自宅へ帰る途中、駅の階段を踏み外してけがをしてしまった！
	行事参加中、食中毒（O-157、ノロウイルスなど）で集団感染！ ※二次感染（人から人への感染）はお支払い対象外です。
熱中症	行事参加中、蜂に刺されて病院に！  観光中に熱中症になり病院へ運ばれた  自宅から集合地へ向かう途中で熱中症になり病院へ運ばれた
疾病(病気)	病気（インフルエンザ、風邪、はしかなど）による診察代・入院費・薬代
携行品	スマートフォン等を落として壊してしまった
賠償責任	研修中、参加者が施設の備品を破損！ 大会参加者が、宿泊施設で他の宿泊客にけがをさせてしまった
	合宿中の練習試合中に、生徒が蹴ったボールが体育館にあたり破損 ※個人に賠償責任が発生しないため補償の対象になりません。
	壁を壊した参加者が小学校低学年の場合など、加害者が責任無能力者と判断された場合の賠償金 ※参加者の監督義務者（親権者等）が法律上の賠償責任を負った場合
交通機関 トラブル	航空機 台風、大雪等で搭乗予定の航空便が欠航、遅延した場合等の追加交通費・追加宿泊費・追加食事費用 ※乗継便をご利用の場合、乗継に対応したプランもご用意しております。
	新幹線 特急 台風、大雪、地震等で乗車予定の新幹線・特急が運休、遅延した場合等の追加交通費・追加宿泊費・追加食事費用



# 様々なリスクに対応する 補償プランをご用意しております。



下記表は保険商品の内容が全て記載されているものではありません。あくまで参考情報としてご利用ください。  
また、記載の保険商品の内容については、必ず「契約概要」やパンフレットをご確認ください。

	国内旅行傷害保険				航空機欠航 補償プラン (国内版)	Railway (団体旅行変更) 費用保険
	「集合」～「解散」補償タイプ		「自宅」～「帰宅」補償タイプ			
	基本補償 プラン	熱中症付帯 プラン	基本補償 プラン	熱中症付帯 プラン		
傷害(ケガ) 治療費はご契約い ただいた日額の定 額払いとなります。	×	×	○	○		
	○	○	○	○		
	○	○	○	○		
熱中症	×	○	×	○		
	×	×	×	○		
疾病(病気)	お支払い対象外です。					
携行品	○	○	○	○		
賠償責任	○	○	○	○		
	×	×	×	×		
	○	○	○	○		
交通機関 トラブル	—	—	—	—	○	×
	—	—	—	—	×	○

# 国内旅行傷害保険

## 補償内容のご説明（お支払いする保険金の内容）

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金 * 1	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
後遺障害保険金 * 1	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 * 2 が生じた場合 * 2 治療 * 3 の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害 * 2 の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ * 9 ●核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ
入院保険金 * 1	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院 * 4 された場合	入院保険金日額に入院 * 4 した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院 * 4 に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。ただし、保険期間が「集合」～「解散」の補償タイプには本特約は適応できません。） ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの 等
手術保険金 * 1	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療 * 3 を直接の目的として手術 * 5 を受けられた場合 * 5 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療 * 6 に該当する所定の手術 * 6 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 * 5 10倍 ② 上記以外の手術 * 5 5倍 ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術 * 5 を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術 * 5 に限ります。	●戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。
通院保険金 * 1	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院 * 7 された場合 * 7 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療 * 3 を受けることをいいます。ただし、治療 * 3 を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 * 8 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。	通院保険金日額に通院 * 7 した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院 * 7 に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ※支払対象となる「通院日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等 * 8 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※入院保険金がお支払されるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	

\* 1 「熱中症危険担保特約付帯プラン」では、熱中症（急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害）になった場合にも、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金がお支払されます。  
\* 3 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。  
\* 4 自宅等での治療 \* 3 が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。  
\* 10 6親等内の血族、配偶者 \* 11 または3親等内の姻族をいいます。  
\* 11 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。）。  
① 婚姻意思 \* 12 を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること  
\* 12 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。